

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課（室） 生活衛生課

法令名	クリーニング業法	法令の番号	昭和25年法律第207号
不利益処分の種類	クリーニング師免許の取消	根拠条項	第12条
処 分 基 準	クリーニング師がクリーニング業に関して罰金刑以上の刑に処せられたとき、知事はその免許を取り消すことができる。		
対応区分	① 聴聞の実施（公開） 2 弁明の機会の付与	処理機関	生活衛生課 交付機関 保健福祉事務所
			目次 NO